

新型コロナウイルス感染症の流行拡大により留学期間の終了前に帰国した方は、以下の点に留意のうえ申請書類を作成してください。

【帰国前に、当初予定されていた授業日程・授業形態の通り留学先での授業が終了した科目についてのみ、申請を行う場合】

「修得科目の概要説明」において、授業の終了日がわかるように、作成例に沿って授業の各日程を記入してください。また授業日がわかるシラバスや授業日程表等の資料を添付してください。

【授業日程・授業形態を変更して行われた科目や、帰国日以降も継続して行われた科目の申請が含まれる場合】

単位認定の方針については、「新型コロナウイルス感染症の流行拡大により留学期間の終了前に帰国した学生の学籍、留学先の単位認定について」および「Q&A」（2020年4月にメール送付済）を参照してください。

・申請書の時間数の欄は、実態に応じて適宜記入してください。

例：120分×1コマ×8週（講義）+90分×5回（オンライン授業）

・「修得科目の概要説明」は以下のように作成してください

「(3) 学期・曜限」の欄には、当初予定されていた授業時間と曜限（回数）と、実際に行われた内容を併記してください。

例： 2019年春学期

（当初予定）木曜18時～20時（計12回）

（実際に行われた授業）木曜18時～20時（計8回。3月5日まで）

90分のオンライン授業×5回（3月19日～4月16日）

「(5) 授業の日程」の欄には、いつまで通常授業で、いつからがオンライン授業等であったのか、オンライン授業等はどのような方法で行われたかなど、授業の日程毎に具体的に記入してください。また当初の授業予定と、オンライン授業等が行われた期間（授業の終了日）がわかる資料（シラバスや授業日程表、留学先大学からのオンライン授業等実施にかかるメールの写し等）を必ず添付してください。

※2 単位科目への申請の場合、本学における105分×13回＝1365分の授業時間を基準としています。新型コロナウイルス感染症の流行拡大による授業中断・中途帰国により、総授業時間数が少しでも基準に満たない場合に、一律に申請を認めないものではありません。通常授業の代替措置として行われたオンライン授業や課題の実施内容がよくわかるよう申請書類を作成し、留学先授業での修得内容をもって、教養学部の振替希望科目・単位数に申請することが適切であるかどうかを所属コース主任によく相談したうえで、申請を行ってください。

（認定の可否自体は、科目開講母体及び教務専門委員会・後期運営委員会にて審査されません。）